

工場立地法の特例

現行制度(緑地規制)

(1) 国の基準

環境施設：25%以上
(うち緑地は少なくとも20%以上)

(2) 地域で定める基準

都道府県及び政令市は、国の基準に代えて一定の範囲内で、条例により「地域準則」を定めることが可能。
(1都6県4政令指定都市が策定)

	第1種区域	第2種区域	第3種区域
	住居・商業等の用に供されている区域	住居・工業の用に供されている区域	主として工業等の用に供されている区域
環境施設	25%超～35%	20%～30%	15%～25%
うち緑地	20%超～30%	15%～25%	10%～20%

「企業立地促進法」における 緑地等の面積規制に係る措置

(1) 制度の枠組み

国の同意基本計画がある地域においては、市町村が条例で、重点区域内の緑地面積率を以下の範囲内で設定することが可能。

特例措置

(2) 設定可能とする区域と面積率

	甲種区域	乙種区域	丙種区域
	第2種区域に相当する区域	第3種区域に相当する区域	乙種区域の内、一般住民の日常的な生活の用に供する建築物がない区域
環境施設	20%～25%	15%～25%	1%～15%
うち緑地	15%～20%	10%～20%	1%～10%